

DTF規格No.	Z8905-1	日付	平成17年12月15日
名称	商標“DTF”及び“DESKTOP FACTORY”の使用ガイドライン		
<p>1. 基本目的</p> <p>商標“DTF”及び“DESKTOP FACTORY”は、<u>DTF概念の範疇の製品</u>（以下「DTF製品」）についての「共通商標」と位置付けてその使用を促進する。</p> <p>以って、DTF製品とその共通商標が諏訪地方の産業活性化のシンボルとなるよう育成を図る。</p> <p>2. 共通商標</p> <p>(1) 「共通商標」とは、DTF研究会（以下、「研究会」）及びその会員企業が共通に使用する商標をいい、研究会と会員企業がこのガイドラインに従って使用する商標及びロゴ・マークをいう。（即ち、共通の使用方法、共通の表示基準及び共通の契約手続に従う商標）</p> <p>(2) 「共通商標」として扱うのは、次の商標2件①②とそのロゴ・マーク③とする。</p> <p>① “DESKTOP FACTORY”（商標登録第4472846号）</p> <p>② “DTF”（商標登録第4595768号）</p> <p>③ DTFのロゴ・マーク（「DTF共通商標の使用方法」参照）</p> <p>(3) 「共通商標」の適用対象となる「DTF製品」とは、《商標の範囲》の商品で且つDTF研究会が研究対象とする製品である。その具体的範囲は研究会討議の過程で明確にする。</p> <p>3. 権利関係</p> <p>「共通商標」は、日本電産サンキョー(株)（以下、「sankyo」）より無償通常使用権を許諾されるものであり、sankyoと会員企業との間で、個別に通常使用許諾契約を締結する。</p> <p>4. 商標使用</p> <p>(1) 研究会は、会の名称として「共通商標」を使用するとともに、研究会は使用に当たり、会員企業の利益を損なわないように十分配慮し、適正な使用及びその普及に努めるものとする。</p> <p>(2) 会員企業は、このガイドラインに定める方法、基準に従って「共通商標」を自己の製品、カタログ等の販促資料等に表示し、また展示会等の販売促進に積極的に使用する。</p> <p>注1. 詳細は個別の通常使用許諾契約書による。</p> <p>注2. 具体的使用方法は「DTF共通商標の使用方法」による。</p>			